

# ニッ橋北部地区まちづくりニュース

令和6年12月発行 【第21号】 横浜市 都市整備局 ニッ橋北部土地区画整理事務所

ニッ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業は、平成27年8月に三ツ境駅側の第1期地区を事業計画決定し、事業を進めています。第2期以降地区につきましても、事業化に向けて検討を進めております。

今回のニュースでは、第2期以降地区の「地域説明会」と「個別ヒアリング」の状況について報告いたします。

## 地域説明会の開催について

第2期以降地区の地域説明会を令和6年5月30日（木）、6月1日（土）、6月4日（火）、6月9日（日）の計4回あじさいプラザで開催し、総勢134人の方にご参加いただきました。



### 【参加された皆様から頂いた主なご質問と回答】

Q 施行地区は今回の案で決まるのか？

A 今回は、道路の配置や宅地の造成などを勘案した、現時点での最も合理的な案としてご説明しました。まだ、最終案ではありませんので、今後、個別ヒアリングなどを進めていく中で変更する可能性があります。

Q 事業期間はどの程度になる見込みか？

A 現在事業中の第1期地区は、事業計画決定から概ね10年程度の期間となっています。第2期以降地区は、住宅が多く、地形も複雑であることから、これ以上の期間がかかると考えています。

Q 事業の予定地内で建物の新築等が行われているが、可能なのか？

A 事業計画決定の前である現段階では、建物の構造や規模等を満たしていれば、事業実施の際の移転又は除却等の条件が付されることとなりますが、建築は許可されるため、建築は可能です。

Q 補償金の額はいくらぐらいになるのか？

A 建物の大きさ、築年数、材質などにより異なるため一概にお示しすることは困難です。実際の価格は調査をしなければ提示できませんが、個別ヒアリングの場では、もう少し詳細にご説明できるようにいたします。

※その他のご質問と回答は本市ホームページに掲載しています。

ニッ橋 区画整理 地域説明会

検索



## 個別ヒアリングの報告について

令和6年7月から12月にかけて、施行を予定している地区内の地権者（土地・建物所有者）の皆さまを対象に個別ヒアリングを実施いたしました。これまでに235人以上（約95%）の方とお話しすることができました。お忙しい中ご協力いただきありがとうございます。

ヒアリングでは、おもに、土地区画整理事業の仕組みや補償についての説明、土地を市に売却する意向をお持ちか、などについてお尋ねしました。今回のヒアリングにより、事業の趣旨や仕組みなどについて、一定程度のご理解を頂くことができましたと考えています。

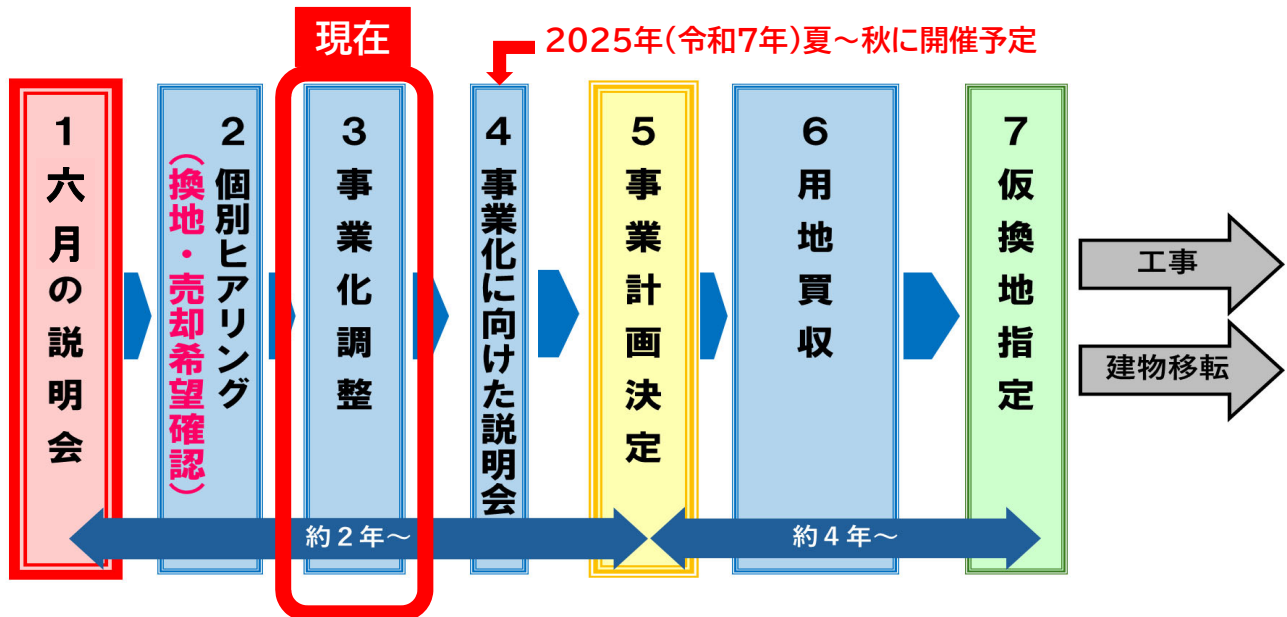
また、現時点でお持ちの土地の売却や移転など、将来に関するご意向を確認させていただきました。

現在、皆様から頂いたご意見・ご意向などを踏まえながら、事業計画案について引き続き検討を進めています。個別ヒアリング実施後でもご質問などございましたら、遠慮なく【お問合せ先】までご連絡ください。



ヒアリング担当

## 今後の予定について



### 【お問合せ先】

横浜市 都市整備局 市街地整備部 ニツ橋北部土地区画整理事務所

所在：〒246-0021 瀬谷区ニツ橋町 467-23

電話：045(363)3110 (月～金 8:45～17:15)

FAX：045(363)3116

E-mail：tb-futatsubashi@city.yokohama.lg.jp

担当：(事業計画・測量関係) 中原・福田・阿部・加納

(補償関係) 矢部・川田・石原・中元

